

## 韓国におけるメディアによる名誉毀損に関する研究 ：政治家及び高位公職者に関する名誉毀損訴訟を中心 に

朴, 容淑  
九州大学大学院法学研究院 : 協力研究員 : 憲法

<https://doi.org/10.15017/22900>

---

出版情報 : 九大法学. 103, pp.102-75, 2011-09-30. Kyudai Hogakka i  
バージョン :  
権利関係 :

# 韓国におけるメディアによる 名誉毀損に関する研究

— 政治家及び高位公職者に関する名誉毀損訴訟を中心に —

朴 容 淑

はじめに

## I. 名誉毀損理論の展開

1. 韓国における名誉毀損法の歴史
2. 言論による名誉毀損に関する韓国の法体系
3. 公人理論に関する議論

## II. 判例の分析

1. 分析対象
2. 公人のメディア相手の名誉毀損訴訟の特徴
3. 公人の判断基準と権利制限及び保護
4. 公人の名誉毀損訴訟での悪意

結びにかえて

1. 研究課題に対する結論
2. 今後の課題

## はじめに

近年韓国では、メディアを相手にした名誉毀損訴訟が急増している。その多くが報道内容によって毀損された名誉の損害賠償を請求するか、反論報道あるいは訂正報道を請求する事例である。また、放送の場合、放送される前に、個人の名誉が毀損される内容が含まれているため、放送を禁止するよう求める放送禁止の仮処分申し立てをする場合もある。このような民事訴訟の外に、プログラムを製作・取材したプロデューサーや記者に直接刑事処罰を要求する刑事告訴までもが増えてきている。

このように訴訟件数が増えたことについては、無責任なメディアの報道方式はそのままである一方で、1990年代に入って基本権に対する一般人の意識が高くなったからだという解釈も出ている。<sup>(1)</sup>すなわち、韓国の政治と社会が民主化して権威主義が緩和され、一般人の権利意識が向上したということである。また、その権利を行使する積極性を見せるようになった。そして、そのような積極性の一つが言論を対象にする名誉毀損訴訟として現われている。

各報道機関は、近年、このように急増する訴訟と、それによる巨額の損害賠償を大きな負担と感じるようになった。そこで、自主的に諮問弁護制度を実施し事前検証手続きを用意したり、さらには各種法的紛争が発生する場合に処理が簡単にできるよう外部保険に加入したりするなど負担を減らすための方策を用意している。

韓国内の報道機関相手の名誉毀損訴訟は、一般人より公人による<sup>(2)</sup>訴訟率が高いことが深刻な社会問題となっている。さらに公人による名誉毀損訴訟の原告の身分も、大統領、前国務総理を含めて国会議員、検事、道知事、軍将軍、元国家情報院長、元長官、警察官などほとんどすべての公職者を網羅している。それにまた、芸能人、スポーツスター、新聞社・放送社などの報道機関までもが名誉毀損訴訟を申し立てるに至っ

た。

このような実情に鑑み、次のような研究課題を設定する。

第一に、韓国の名誉毀損法の歴史と制度などを概観した後に、判例分析を通じて、公人が申し立てるメディア相手の名誉毀損訴訟の特徴は何かを明らかにし、公人が申し立てる名誉毀損訴訟について、原告・被告の類型、勝訴率、救済手段、損害賠償請求額と認容額などを中心に詳しく見る。

第二に、韓国の裁判所は、公人の判断基準をどのように提示しているか、これによる公人の範囲はどこまでかを示す。

第三に、「現実的悪意」の法理の適用可能性があるかどうかを検討する。

第四に、立証責任の特性は何かを明らかにする。

このような研究課題の考察を通し、アメリカの「公人理論」と「現実的悪意」の法理の議論における最大の争点だと言える「誰が公人か」、「誰が何を立証するか」に焦点を合わせ、韓国の裁判所が名誉毀損の判断において、「公人理論」をどのように適用しているのか判決の傾向を調べる。

## I. 名誉毀損理論の展開

このような研究にとりくむにあたって、韓国は、メディアによる名誉毀損に関してどのような法体系を備えているかを考察する必要があるだろう。まず、韓国の名誉毀損法の歴史と法体系を概観し、韓国における公人の公的事案に対する免責要件などを考察してみよう。

### 1. 韓国における名誉毀損法の歴史

韓国で名誉毀損に対する法的根拠となる法規定がいつから導入された

のかについて確かな文献はない。ただ、朝鮮時代の500年にわたって、刑事法の基本として社会生活を規律するために適用されてきた『大明律』<sup>(3)</sup>には、他人を誣告した場合に処罰規定があるが、名誉毀損に対しては明確な言及がない。しかし、その頃には名誉毀損を誣告罪に含ませた可能性が大きい。それは、誣告罪が個人に対する名誉侵害と深く関わっているため、広い意味で誣告罪も一種の名誉毀損罪に当たると見られるからである。<sup>(4)</sup>

韓国で、名誉毀損を初めて明示した法的規定が現われたのは、1905年「大韓国法部」で編纂した『刑法大全』である。この法の第403条には、「他人に係る言端を操作して、是非の判断を混乱させるとか、紛争を起こした者は、杖30に処するが、それによって一般官吏の名誉を毀損した者は、二等を加える」と規定している。韓(한명구)は、ここでいう二等を加えるという意味が、今日の刑法でいう「加重処罰」に当たると考えている。そして、この規定は、特定官吏の名誉を重視した点で、充分ではないところもあるが、韓国最初の名誉毀損法だと見ている。<sup>(5)</sup>

『刑法大全』が出た2年後の1907年7月に、「李完用内閣」は法律第1号で「新聞紙法」を公布した。新聞だけに限った韓国最初の成文法であるこの法は、第15条で「人を誹謗するために虚偽の事項を記載することができない」として、いっそう発展した名誉毀損罪に対する規定を単独の法律の中で明示した。

現代的意味での韓国最初の名誉毀損罪は、1911年に朝鮮総督部令第11号として公布された、いわゆる「朝鮮刑事領」(「旧刑法」とも言う)において規定された。この法は、1880年(明治13年)に日本で、制定・公布された日本の旧刑法を参考に作成された。

これまでに列挙した名誉毀損の刑法的介入の発達史に比べて、民法的保護は、近代法が導入するまでほとんど発達しなかった。これは、韓国法が日本法の影響を多く受けているためだが、これを「専制国家的な社会伝統」に由来するものと主張する学者もいる。<sup>(6)</sup>それに、韓国では昔か

ら「両班の体統」のように体面を尊重し、これが損われる場合、大きい羞恥であると思われてきたし、名誉に関して争う以上金銭を介入させることは汚らしいという伝統的な考え方が定着しているからであるという<sup>(7)</sup>解釈もある。

しかし、近年名誉毀損に対する裁判で、高額の損害賠償が請求されるのは、金銭を介入させることが汚らしいという既存の伝統的な考え方から脱して、体面を大事にし高額賠償を請求することで、自分の名誉に対する価値を高く評価する考え方に変化したためであるという指摘がある<sup>(8)</sup>。

## 2. 言論による名誉毀損に関する韓国の法体系

### (1) 憲法

まず、名誉保護の根拠条項として憲法10条の「すべての国民は、人間としての尊厳及び価値を有し、幸福を追求する権利を有する」という規定を挙げることができる。たとえ、名誉保護を明示する規定がなかったとしても、名誉は人格権の重要な部分として、この規定によって、保護の対象になるということは学説と判例が一致している<sup>(9)</sup>。

憲法で、名誉保護に具体的に言及した条項は、21条4項であり、「言論および出版は、他人の名誉もしくは権利または公衆道徳もしくは社会倫理を侵害してはならない。言論および出版が、他人の名誉または権利を侵害した時には、被害者はこれに対する被害の賠償を請求することができる」と規定することで、言論・出版が個人の名誉を侵害した時には、その責任を負うようにしている。憲法に明文で言論・出版が名誉を侵害してはならないと規定したことは、他国の憲法や韓国の過去の憲法にはあまり見られない独特の規定方式だと言える。これは、近年強い社会的影響力を持つようになった言論・出版によって、個人の名誉を疎かにしないように注意を促し、その限界をもう一度確認したものであると理解されている<sup>(10)</sup>。

しかし、韓国の憲法は、言論・出版が他人の名誉や権利を侵害した場合、これに対して責任を負うように明示している一方で、同条第1項では「すべての国民は、言論および出版の自由ならびに集会および結社の自由を有する」と規定している。このように、憲法21条1項では、言論・出版の自由を保障し、4項では言論および出版が他人の名誉もしくは権利を侵害することができないように、厳格に規定していることは、韓国憲法の立場が二つの法益の調和をはかろうとしたものであるように見える。<sup>(11)</sup>すなわち、言論の自由は絶対的なものではなく、内在的な限界を持つものであり、憲法が保障する人間としての尊厳と価値そのものに淵源する名誉のような人格権も、これに劣らず保護されなければならないことを指摘したものと見られる。

それにもかかわらず、個人の人格権としての名誉権と言論の自由という二つの法益は、実際には常に衝突する蓋然性を生来的に内包している。

## (2) 刑法

刑法は、307条1項で、「公然と事実を摘示して人の名誉を毀損した者は、2年以下の懲役又は禁錮又は500万ウォン以下の罰金に処する」ように規定し、同条2項は、「公然と虚偽の事実を摘示して人の名誉を毀損した者は、5年以下の懲役、10年以下の資格停止又は1千万ウォン以下の罰金に処する」ように規定することで、「事実」と「虚偽の事実」の場合を、区別した法適用を行っている。すなわち、虚偽の事実を指摘して人の名誉を毀損した場合に、より厳格に規制していることが読み取れる。

308条は、公然と虚偽の事実を摘示して死者の名誉を毀損した者は、2年以下の懲役又は禁錮又は500万ウォン以下の罰金に処するとしている。これは、死者に対しても名誉権を認めているものと言いうる。しかし、事実の指摘ではなく、虚偽の事実を指摘する場合だけを処罰することによって、死者に対する社会的評価は自由に成り立つような余地を作って

いる。

309条では出版物による名誉毀損の規定を別に規定して、特に、新聞及び雑誌もしくはラジオその他出版物(放送も含まれると見られる)を通じて、人の名誉を毀損する場合に、より厳格に処罰する規定を用意している。1項では、「人を誹謗する目的で新聞、雑誌又はラジオその他の出版物により307条1項の罪を犯した者は、3年以下の懲役又は禁錮又は700万ウォン以下の罰金に処する」と規定している。2項では、「誹謗の目的で右のような出版物などによって、虚偽事実を指摘して人の名誉を毀損した者に、7年以下の懲役もしくは禁固、または10年以下の資格停止または1千5百万ウォン以下の罰金に処する」としている。

韓国刑法では、名誉毀損罪を厳格に処罰する一方で、違法性阻却事由を認めることで、ある程度の言論の自由も一緒に保障している。すなわち、310条は、名誉毀損の違法性阻却事由について、「307条1項(事実を摘示した名誉毀損)の行為が真実の事実として専ら公共の利益に関するときは、処罰しない」と明示している。

なお、刑法312条1項・2項では、「308条(死者の名誉毀損)の罪は、告訴に基づいて公訴を提起することができる」、「307条(名誉毀損)と309条(出版物などによる名誉毀損)の罪は、被害者の明示した意思に反して、公訴を提起することができない」と、各々規定しており、名誉に関する罪を親告罪として規定している。

### (3) 民法

民法は、750条で「故意又は過失による違法行為で、他人に損害を加えた者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と規定している。751条1項は、「他人の名誉を害し、あるいは、その他の精神上の苦痛を加えた者は、財産以外の損害に対しても賠償する責任がある」と規定している。

764条は、「他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の

請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償と共に名誉の回復に適当な処分を命ずることができる」と規定している。

### 3. 公人理論に関する議論

一部の学者らは、最高裁判所が2002年1月22日に宣告した2000年37524, 37531判決において、韓国の裁判所が、名誉毀損訴訟の「現実的悪意」の法理を採用したと評価する。<sup>(12)</sup>

1964年のアメリカの *New York Times Co. v. Sullivan* 判決<sup>(13)</sup>に由来する「現実的悪意」の法理は、過去45年間にアメリカ連邦最高裁判所の30余件の主要な名誉毀損事件に適用された。ニューヨークタイムズ判決において、アメリカ連邦最高裁判所は、「公務員が自分の公職業務に関する虚偽的な名誉毀損による損害賠償を求めるならば、その名誉毀損的な内容が『現実的悪意 (actual malice)』によって、すなわち、それが虚偽であることを認知しながらなされたか、あるいは、それが虚偽か否かを無謀な位に無視して報道されたことを立証しなければならない」と判示した。この判決以後、「現実的悪意」の法理は、公職者だけでなく、政府に関与しない公的人物にまで拡大適用された。公職者ではないとしても、多くの人々の重要な公的問題の解決に深く関与していたり、高い社会的な知名度を有していたりするために、一般社会の関心になる分野の事件形成に影響を及ぼすというのである。<sup>(14)</sup> 私人の場合には、公的関心事と関わることで名誉毀損にあったといっても、「現実的悪意」を必ずしも証明する必要はないが、推定的損害賠償あるいは懲罰的損害賠償を求めようとするならば、変わらず「現実的悪意」を立証しなければならない。<sup>(15)</sup> ニューヨークタイムズ判決で「現実的悪意」の法理が生まれたことは、言論表現の自由と名誉毀損法の均衡を成そうとするアメリカ憲法の下での画期的な事件であった。しかし、真摯な探索取材ジャーナリズムと格調高い言論取材慣行とはほど遠い、有名人のゴシップ中心のジャーナリズムが以前よりもっと活発になるという意図しない結果ももたらした。また、実際

には人物の身分によって「現実的悪意」の法理の適用が決まるから、市民の関心事になる問題がとりあげられにくくなるなど、この原則の目的とは距離のあるジャーナリズムが現われることを否定することができない<sup>(16)</sup>というのである。

これまでに、韓国の最高裁判所は、数回にわたってこの法理の採用を明示的に拒否したことがあった<sup>(17)</sup>。他の国の裁判所とは異なり、韓国の裁判所はこの原則の法理に対する具体的な論議は勿論、採択拒否判断に対する説明すら明確にしなかった<sup>(18)</sup>。韓国の裁判所は、「現実的悪意」の法理に対する正確な法理的認識・判断を全く示すことができなかった上、名誉毀損と言論自由に関する哲学的・法律的認識の程度が、他の国の裁判所に比べて格段に低かったのである。

この原則を韓国にそのまま適用することの問題点の根拠として、第一に、名誉に関する観念が違うという点、第二に、公人に対する名誉毀損訴訟の歴史が違うという点、第三に、憲法上保障される言論の自由の程度が違うという点、第四に、両国の民事訴訟手続法上の証拠開示制度(discovery)<sup>(19)</sup>が違うという点、第五に、この原則に対してはアメリカ国内でも批判がなされており、アメリカを除いた大部分の国で採用されていないという点が指摘されている<sup>(20)</sup>。

加えて、アメリカ社会での言論の自由と責任の問題が韓国に直接適用されうるかに対しても疑問が提起されている。すなわち、ニューヨークタイムズ判決は、英米法では昔から公務員の職務範囲内における行為に対し、批判的な発言がなされたとき、たとえ公務員の名誉を毀損したとしても絶対的に免責されるという原則が確立されていることを前提にしている。しかし、韓国国内の大部分の文献は、ただ、その判決の結論のみを紹介し、そのような紹介に便乗した言論の動きが、国民を誤導させている<sup>(21)</sup>というのである。

果たして、韓国の訴訟手続きでは、アメリカの「現実的悪意」の法理の適用は不可能なのか。また、韓国の裁判所は、「現実的悪意」の法理の

適用を排斥しているのか。

アメリカの「現実的悪意」の法理が含意している特性は、大きく二つに分けられるであろう。一つは、公人・公的人物に対する言論の虚報免責範囲の問題であって、他の一つは、報道機関の「現実的悪意」を被害者である原告が立証するようにしている点である。

この二つの特性に着目しながら、韓国の最高裁判所の判決を見ていこう。最高裁判所2000다37524, 37531判決は、私的な存在と公的な存在に対するマスコミ報道、私的関係と公的関係に対するマスコミ報道を区分しなければならないと判示している。すなわち、公的存在に対する公的関心事案と私的な領域に属する事案の間では、審査基準を区別しなければならないということ、これは「現実的悪意」の法理の構成要素の一部分を受容したと評価することができるであろう。この判決は、1999年6月24日に宣告した憲法裁判所の97憲다265決定の主旨を受容したことで、憲法裁判所は、公的な人物かあるいは私的な人物か、公的な事案かあるいは私的な領域の事案か、被害者が危険を自ら招いたのか否かなどが、憲法上の名誉保護と言論自由の間の利益調整に反映されなければならないと述べると共に真実性や公共性などの刑法上の違法性阻却事由の立証負担を厳格に要求することは、言論の萎縮効果をもたらし、ついには多数決原理の形骸化と、空虚なデモクラシーを生むことになる<sup>(22)</sup>と判示した。上記の最高裁判所判決は、具体的な情況の裏付けなく悪意的な計略に基づく表現は許容されない、そして、批判を受けなければならない場合にも侮蔑的な表現で侮辱を加える事は許容されないと、その限界を定めた。しかし、公的な存在の公的な関心事に関して問題を提起することは、広く許容されなければならないし、私的な領域に属する事案とは審査基準に差をつけなければならないという立場を明確にした<sup>(23)</sup>。韓(한 위헌)裁判官は、この判決の意義は、今まで一つの考慮要素として参酌されてきただけの公人か私人かの区別が、公益に関するかどうかの区別と別個の対等な考慮要素として、その地位が格上げされたことだと評価

<sup>(24)</sup>した。文(문재완)は、この判決で、公人、特にその中でも公職者に対する言論の監視機能は、さらに保護を受けるようになったと評価したが、<sup>(25)</sup>梁(양창수)は、この判決が近年言論による名誉毀損問題に関わる裁判実務で起きた最も意味のある変化だと評価した。<sup>(26)</sup>

また、裁判所は、立証負担が相変わらず被告である報道機関にあって、ただ公的存在に対するマスコミ報道の真実性あるいは真実誤信の相当性を厳格に立証することを要求してはならないとして、「立証負担緩和の法理」<sup>(27)</sup>を採択した。申平(신평)<sup>(28)</sup>、車(차용범)<sup>(28)</sup>などの肯定的な評価にもかかわらず、金(김민중)<sup>(29)</sup>は、前掲最高裁判所2000다37524, 37531判決が、アメリカの名誉毀損法上の公人概念を本格的に採用しているとは考えられないと評価している。公人あるいは公的人物という事実を一つの考慮要素にしているだけだということである。立証責任の転換までは論じない上記判決の限界は、「現実的悪意」の法理を採択しなかったという主張の主要な論拠になっているが、一方で、「立証負担緩和の法理」は運用次第で、立証責任の転換に近い効果が期待できると評価されている。<sup>(30)</sup>

前掲憲法裁判所97憲다265決定、前掲最高裁判所2000다37524, 37531判決が、韓国裁判所の名誉毀損訴訟で主な転機となったということは異論なく認められている。裁判所は、KBS プロデューサー事件<sup>(31)</sup>、全北道支社事件<sup>(32)</sup>、ハンナラ党議員の政治仕返し起訴主張事件<sup>(33)</sup>、大田法曹非理報道事件<sup>(34)</sup>、造幣公社ストライキ関連不法盗聴疑惑報道事件<sup>(35)</sup>、与党スポークスマン発表事件<sup>(36)</sup>などを通じて、公的人物に対するマスコミ報道の免責範囲を持続的に拡張してきた。特に公職者の道徳性・清廉性やその業務処理の正当性に関するマスコミ報道は、それが悪意的あるいは極めて相当性を失った攻撃ではない限り、簡単に制限されてはならないという立場を固守してきた。また、公的人物に対する名誉毀損的なマスコミ報道は、その被害者が名誉毀損の危険を自ら招いたのかどうかを、総合的に考慮しなければならないとして、原告敗訴判決の原審を正当だと判示した。<sup>(37)</sup> 2006年5月に最高裁判所は、「マスコミ報道が公職者または公職社会に

対する監視・批判・牽制という正当な言論活動の範囲を逸脱して、悪意的あるいは大変軽々しい攻撃であり、極めて相当性を失ったものとして評価される場合には、名誉毀損になる」という趣旨の判決をした。<sup>(38)</sup>しかし、これは言論の機能を萎縮させるためだというよりは、無分別な暴露性・陰湿な攻撃性のある報道を制限するための基準を提示したという点に、意義を見出すことができる。公人・公的人物に対する言論免責の範囲を定めるこのような最高裁判所の態度は、妥当であると言え、これは単純に他の国、特にアメリカの法理をそのまま借用して来たという理論的淵源によるものというより、韓国社会の全般的発展によって生じた不可避の結果だとと言えるであろう。<sup>(41)</sup>

## II. 判例の分析

### 1. 分析対象

研究資料は、韓国の言論仲裁委員会が1990年から発刊した『国内言論関係判決集』第1集から第15集に収録された判例と『2008年度言論関連判決分析報告書』の中から収集した。判例集に収録されない事例は、最高裁判所総合法律情報判例サイト (<http://glaw.scourt.go.kr>) を通じて収集した。

収集した判例の中で、政治家や高位公職者などの公人が原告となって、メディアを相手に訴訟提起した名誉毀損訴訟事件を抽出した結果、分析対象となる事例は、最終的に1989年から2008年まで、104件であった。

### 2. 公人のメディア相手の名誉毀損訴訟の特徴

#### (1) 原告別の訴訟提起の特徴

分析対象になった政治家及び高位公職者訴訟は、1990年代の中葉から

多少増加したことが分かる。すなわち1995年までには、1年に1～3件で、ごく少数にとどまっていたが、以後、毎年5件から10件の範囲内ではあるが、増加したことが分かる。特に、2002年、2006年、2007年そして2008年に、それぞれ9件で最も多くなっている。

原告別では、国会議員 31件 (28%)、高位公職者 27件 (25%)、中央行政機関 (官庁) 21件 (17%)、地方自治体の長 12件 (14%)、親戚 7件 (8%)、政党 5件 (6%)、地方自治体 2件 (2%) という順序になっている。

国会議員では、ハンナラ党 10件 (金イルユン (김일윤) 2件、朴カンヨン (박관용) 2件、李ゼオ (이재오) 2件、全ヨオク (전여옥) 2件、ジュ・スンヨン (주성영) 2件)、民主党 4件 (権ノカプ (권노갑) / 金オクド (김옥두) / 金ホンイル (김홍일)、金サンウ (김상우)、イムチェゾング (임채정) 2件)、新千年民主党 4件 (権ノカプ (권노갑)、尹チョルサン (윤철상)、鄭チュンレ (정청래)、崔ゼスン (최재승))、新政治国民会議 2件 (クク・チャンゲン (국창근)、金テジュン (김대중))、ヨルリンウリ党 2件 (イム・チョンイン (임종인) 2件、民自党 1件 (オ・セウン (오세웅))、自民連 1件 (チョウ・イルヒョン (조일현))、統一国民党 1件 (チョウ・イルヒョン (조일현))、統一民主党 1件 (ノ・ムヒョン (노무현))、無所属 3件という提訴数になっている。

政党が直接申し立てた訴訟は、新政治国民会議 1件、ヨルリンウリ党 1件、ハンナラ党 2件、政党未詳 1件となっている。

高位公職者には、大統領・建設部・文化観光省・法務省・保健社会部など部署の長官・国務総理・金融監督委員長・大統領の自問政策企画委員長・大統領の政務首席などが含まれている。

中央行政機関 (官庁) や行政府各機関が直接原告になった例とは、国政広報処<sup>(42)</sup>、国家情報院 (National Intelligence Service, NIS)、外交通商部 (Ministry of Foreign Affairs and Trade)、文化観光部 (Ministry of Culture and Tourism)、建設交通部 (Ministry of Construction & Transportation)、情報通

信部 (Ministry of Information and Communication)、農林水産食品部 (The Ministry for Food, Agriculture, Forestry and Fisheries)、大統領秘書室、特許庁 (Korean Intellectual Property Office) などが含まれている。

地方自治体の長には、市長・道会議員・市会議員・郡守<sup>(43)</sup>などが含まれており、地方自治体としての団体では、市・郡・区議会などがあつた。

公人の親戚によって提訴された代表的な事例では、李承晩元大統領の養子、金泳三元大統領の次男、政策首席秘書官内定者の妻、青瓦台警護室長の妻によるものなどがあつた。

原告を個人・集団で区分して検討した結果、個人が76件 (73.07%) で組職の28件 (26.92%) よりも多かつたが、特筆に値することは、組職の場合、1995年の鍾路区議会と1996年の新政治国民会議を除き20件が、全て2001年以後に提訴されたものであるということである。このことにより、近年、行政機関のような政府組職や政党などが、報道機関相手の名誉毀損訴訟で新しい主体になっていることがわかる。

<表1> 分析対象：年度別の政治家及び高位公職者の訴訟

年度	数	頻度 (%)
1989	1	0.96
1990	2	0.19
1991	2	0.19
1992	1	0.96
1993	3	2.88
1994	2	0.19
1995	3	2.88
1996	6	5.76
1997	6	5.76
1998	7	6.73
1999	5	4.80
2000	6	5.76
2001	7	6.73
2002	9	8.65

年度	数	頻度（％）
2003	8	7.69
2004	5	4.80
2005	4	3.84
2006	9	8.65
2007	9	8.65
2008	9	8.65
合計	104	≒ 100

&lt;表2&gt; 政治家及び高位公職者の訴訟における原告の分類

区 別	数	区 別	数
高位公職者	27 (25.96%)	個 人	76 (73.07%)
国家議員	31 (29.80%)		
地方自治団体長	12 (11.53%)		
親戚	7 ( 6.73%)		
政党	5 ( 4.80%)	組 織	28 (26.92%)
中央行政官庁	21 (20.19%)		
地方自治団体	2 ( 1.92%)		
合 計	104	合 計	104

## (2) 政治家及び高位公職者訴訟での被告の特徴

政治家及び高位公職者は、名誉毀損訴訟で、記者よりも報道機関を直接相手にする割合が高かった。すなわち、一事件で記事・編集局長・社長・報道機関など被告が複数人の場合が多く、複数処理した結果、報道機関 91件 (55.15%)・記者／PD 37件 (22.42%)・編集責任者 17件 (10.30%)・社長 13件 (7.87%)・その他 7件 (4.24%) という順序になっている。これは、政治家や高位公職者が名誉毀損時に記者個人より、報道機関を直接対象にするという点で、特筆に値する。

&lt;表3&gt; 政治家及び高位公職者の訴訟における被告の分類

区別	記者/PD	編集責任者	社長	報道機関	その他	合計
合計	37 (22.42%)	17 (10.30%)	13 (7.87%)	91 (55.15%)	7 (4.24%)	165 (100%)

\*編集責任者には、該当部長及び局長が含まれている。その他には、自由寄稿者・風刺画家や画家などが含まれている。

### (3) 政治家及び高位公職者訴訟での勝訴率

政治家及び高位公職者訴訟での勝訴率は、民事訴訟の場合には、原告勝訴 71件 (68.26%)、被告勝訴 30件 (28.84%) で、分析対象の訴訟では公人が勝訴する割合の方が、報道機関が勝訴する割合より二倍以上高くなっている。また、刑事訴訟の場合は2件あったが、いずれも報道機関が有罪判決を受けた。憲法裁判所判決は、報道した側を検事が不起訴処分としたのが合憲かどうかに関する訴訟であったが、合憲決定がなされ<sup>(44)</sup>た。

&lt;表4&gt; 政治家及び高位公職者が提起した名誉毀損訴訟における勝訴率

区別	勝訴	数	計	合計
民事	原告	71 (68.26%)	101 (97.11%)	104 (100%)
	被告	30 (28.84%)		
刑事	有罪	2 ( 1.92%)	2 ( 1.92%)	
	無罪	—		
憲法裁判所	合憲	1 ( 0.96%)	1 ( 0.96%)	
	違憲	—		

### (4) 政治家及び高位公職者が好む救済手段と裁判所で認められた救済手段

政治家及び高位公職者が申し立てる名誉毀損は、刑事訴訟は少なく (2件、1.92%)、ほとんどが民事訴訟 (101件、97.11%) であった。また、

民事訴訟の中では損害賠償 59件 (48.36%)・訂正報道39件 (31.96%)、反論報道19件 (15.57%)、仮処分 2件 (1.63%) という状況になっている。

一方、裁判所で認められた救済手段は、民事訴訟では損害賠償 39件 (46.42%)、反論報道20件 (23.80%)、訂正報道20件 (23.80%)、仮処分 1件 (1.19%) という状況であり、刑事訴訟の判決で懲役が下されたことはなく、すべて罰金であった。罰金刑である 2件での罰金金額は、それぞれ 3 百万ウォン・9 百万ウォンであった。

<表5> 救済手段別の政治家及び高位公職者の訴訟(重複処理)

区 別	救済手段	数	計	合 計
民 事	仮 処 分	2 ( 1.63%)	119 (97.54%)	122 (100%)
	反論報道	19 (15.57%)		
	訂正報道	39 (31.96%)		
	損害賠償	59 (48.36%)		
刑 事		2 ( 1.63%)	2 ( 1.63%)	
憲法裁判所		1 ( 0.81%)	1 ( 0.81%)	

<表6> 政治家及び高位公職者の名誉毀損訴訟における裁判所が認めた救済手段(重複処理)

区 別	救済手段	数	計	合 計
民 事	仮 処 分	1 ( 1.19%)	82 (97.61%)	84 (100%)
	反論報道	20 (23.80%)		
	訂正報道	20 (23.80%)		
	損害賠償	39 (46.42%)		
刑 事	罰 金	2 ( 2.38%)	2 ( 2.38%)	
	懲 役	—		

#### (5) 損害賠償請求額と認容額

政治家及び高位公職者の名誉毀損訴訟で請求した損害賠償額は、1億ウォン以上～5億ウォン未満が26件 (48.21%)、10億ウォン以上～20億

ウォン未満が10件 (17.85%)、5億ウォン以上～10億ウォン未満が8件 (14.28%)、20億ウォン以上が6件 (10.71%)、1億ウォン未満が5件 (8.92%) という順序であった。損害賠償請求額は、最低が2000万ウォンで最大は30億ウォンであった。

一方、裁判所で認容した損害賠償額は、1千万ウォン以上～5千万ウォン未満が16件 (41.02%)、5千万ウォン以上～1億ウォン未満が11件 (28.20%)、1千万ウォン未満が6件 (15.38%)、1億ウォン以上～2億ウォン未満4件 (10.25%)、2億ウォン以上2件 (5.12%) という順序であった (報道機関、記者、社長など複数被告の場合には、各々負担しなければならない損害賠償額の総合で計算した)。裁判所の認容額は、最小500万ウォンから最大4億ウォンまで、損害賠償をするように判決を下したが、平均額は5910万ウォンであった。一番高額であったのは、金泳三元大統領の次男である金・ヒョンチョル氏事件で、裁判所は、4億ウォンの損害賠償を認めた。

<表7> 政治家及び高位公職者の名誉毀損訴訟における損害賠償請求金額と認容金額の分布

請求金額		認容金額	
区別	数	区別	数
1億ウォン未満	5 ( 8.92%)	1千万ウォン未満	6 (15.38%)
1億ウォン以上 ～5億ウォン未満	27 (48.21%)	1千万ウォン以上 ～5千万ウォン未満	16 (41.02%)
5億ウォン以上 ～10億ウォン未満	8 (14.28%)	5千万ウォン以上 ～1億ウォン未満	11 (28.20%)
10億ウォン以上 ～20億ウォン未満	10 (17.85%)	1億ウォン以上 ～2億ウォン未満	4 (10.25%)
20億ウォン以上	6 (10.71%)	2億ウォン以上	2 ( 5.12%)
合計	56 ( 100%)	合計	39 ( 100%)

\*合計において、救済手段別分類<表5>では損害賠償の合計が59件、請求金額分類では56件と合計が違うのは、原告が損害賠償請求するときに、その金額を公表していない場合を除外しているからである。

### 3. 公人の判断基準と権利制限及び保護

韓国の裁判所の公人の判断基準はどのようなものか、そして、その判断基準に従った公人の権利制限の範囲はどこまでなのかについて分析対象とした判例を通じて、次のような特徴を指摘できる。

第一に、2002年の最高裁判所判決以後、韓国の裁判所は公人の名誉毀損判決において「極めて相当性を失った攻撃」原則を適用している。<sup>(45)</sup>韓国の裁判所は、公人に対する報道だとしても、名誉毀損が成り立つために報道機関に「現実的悪意」まで要求されると考えることはできないとしてきた。<sup>(46)</sup>しかし、近年公職者の道徳性、業務処理の正当性についての報道機関の監視と批判機能に鑑み、それが「悪意的あるいは極めて相当性を失った攻撃」ではない限り、簡単に制限されてはならないという立場が<sup>(47)</sup>取られている。これによって、公職者の場合は、一般人と区別され、<sup>(48)</sup>厳格な立証を要求してはならないとしているのである。

しかし、最高裁判所はこの一般的な説示に対する明確な説明を欠いており、具体的な判断においては、一般的な違法性阻却事由として「真実性」と「相当性」を用いる理論と特に異ならないものとなっていた。<sup>(49)</sup>例えば、「極めて相当性を失った攻撃」原則を適用した事例で「客観的な資料収集、分析の義務を怠って情報提供者の疑惑申し立てなどの一部だけの情報を信じて速断したこと」、「真実を確認するために必要な資料の収集及び検討義務を果たさないことで、放送内容の正確性に対する徹底的な確認をつくすことができなかつたと見るのが相当である」と提示したことがある。<sup>(50)</sup>また、原告に何らの解明機会も与えない場合、情報提供者の陳述のみを軽々しく信頼した場合などが指摘されるなどした。<sup>(51)</sup>これにより、具体的に「極めて相当性を失った攻撃」原則の判断は、一般的な名誉毀損で「真実だと信じられる相当な理由」という判断基準と特に異なるものではないと分かる。

第二に、1999年の憲法裁判所の判決と2002年の最高裁判所の判決で、<sup>(52)</sup>公人と私人を区別して適用することを判示したことがあるにもかかわらず<sup>(53)</sup>

ず、下級審判例では、まだ公人かどうか、すなわち「原告の身分」によって、権利保護が異なって適用されるという判断ではなく、「記事内容」が公的な事案かという「内容」を基準として、判断する判決もあった。

かつて、韓国の裁判所は金英三元大統領の次男である金・ヒョンチョルが、漢方薬業者から政治資金をもらったという内容を載せた記事に対して、公人かどうかを審理しなかったのは勿論、公的事案を含んだ公益性に対する言及を初めからしないで、ただ、真実性を中心に事実関係に関する判断をすることで「4億ウォン」の損害賠償と訂正報道掲載の判決を下した場合もある<sup>(54)</sup>。このような過去の判例からも分かるように、公人の場合に、一般人より、むしろ権利保護が強調される事例もあった<sup>(55)</sup>。

そのような状況の中で、2002年の最高裁判所の判決<sup>(56)</sup>以後、「公人」かどうかと「公的事案」を個別的に判断する方式を取る下級審判例の登場は、注目に値する。代表例として、原告は、「……国会議員として……公衆の関心をひくような位置にいる公的人物であり、国会本会議場で同僚議員に常任委員会に関わる不満を表明する場面は、その内容も国会議員の職務と関わっているため……これは公的領域といえるであろう」と判示した判決がある<sup>(57)</sup>。

第三に、「言論媒体へのアクセス」に基づいて、基準を異にしなければならぬと判示した場合もある。すなわち、大統領の秘書室が朝鮮日報社を相手に申し立てた反論報道審判請求訴訟で、裁判所は「国家機関は個々の市民に比べて言論媒体に対して圧倒的なアクセス力と影響力、時には報道機関に対する規制力まで持っている」と述べ、請求を受け入れなかった<sup>(58)</sup>。

第四に、下級審判決の中には「公人」の権利保護を私人と異なるように適用する判決も認められた。「公共機関もしくは公職者などが訂正報道の請求をする場合、言論の萎縮効果が発生しないように、論評または批評の範囲を広く解釈しなければならないので、評価のための具体的事実を並べた時、それが「重要な部分」として「虚偽」であることが立証

されない限り、一部分だけ切り離して訂正報道の対象にすることができない」と表現の自由を幅広く認めた事例である。<sup>(59)</sup>

#### 4. 公人の名誉毀損訴訟での悪意

アメリカの「現実的悪意」の概念に類似の概念である「悪意的あるいは極めて相当性を失った攻撃」を韓国の裁判所はどのように適用するかを考察した結果、次のような特徴があることがわかった。

最高裁判所は「悪意」と「極めて相当性を失った攻撃」の概念を区分して提示したが、<sup>(60)</sup>下級審判例では「極めて相当性を失った攻撃」を悪意的報道、無分別で軽率な報道を含む概念として適用している。勿論、最高裁判所の判決において具体的に「悪意」と「極めて相当性を失った攻撃」が何なのか、どのように違うかについての概念や判断基準についての説明が充分ではないという原因もある。それにより、ある下級審判例では「悪意」概念を悪意的な報道というように示して、単純な感情的な悪い意図があったかどうかに対する判断であるようなニュアンスを示している。<sup>(61)</sup>

最高裁判所は、ここでいう「悪意」というのが、報道内容が真実ではないことが分かっていたのかという意味であることを明確にしておく必要があるだろう。

アメリカ連邦最高裁判所が駆使した「現実的悪意」という用語は、伝統的な英米のコモン・ロー (common law) でいう現実的悪意とは少し異なる概念であるというのが言論法学者の共通した意見である。しかし、ニューヨークタイムズ判決で提示した“actual malice”は“reckless disregard”に近い。ここで“reckless disregard”の意味は、「多分、虚偽であると高い蓋然性をもって認識した場合」で、これは主に表現する当時の被告の心理状態を基準として判断するが、その場合には、客観的事実<sup>(62)</sup>を土台として推論する。<sup>(63)</sup>

連邦最高裁判所は、「現実的悪意」の法理に関して「不注意な無視」と

いう概念を具体化して「深刻な疑問」があったにもかかわらず、確認を怠ったことを意味すると判示した。連邦最高裁判所のこのような説明は、現実的悪意の原則が客観的証拠を根拠に判断することができる主観的基準であるということを確認させるものである<sup>(64)</sup>と言える。

「悪意」という単語は、日常生活でよく使われるために混乱しやすい概念である。朴ヒョンサンは、次のように日常的意味の「悪意」と法的意味の「悪意」の間の乖離を念頭におくべきであると述べる<sup>(65)</sup>。

善意、悪意という用語は、倫理的・道徳的概念としての善悪ではなく、「どんな事実や事情であるかが分からない場合」と「分かっている場合」を区別する用語に過ぎないという。取引安全のために登場した概念として、どのような事情であるかについて「善意の(分からない)相手や第三者」は「悪意(分かっている)当事者」に比べて相対的に強く保護されなければならないというのである。

それゆえ、「言論侵害が悪意の場合」というのは、「報道機関が分かりながら、わざわざ侵害する場合」を意味し(法的には故意的行為になるだろう)、「言論侵害が善意の場合」というのは、「報道機関が不注意、過失で侵害すること」を表わすのである。要するに、ニューヨークタイムズ事件で登場した立証責任要件としての「現実的悪意(actual malice)」と通常使われる「悪意」という用語が内容的に互いに区別されるという点を念頭におかなければならないのである。

## 結びにかえて

### 1. 研究課題に対する結論

本論文は、政治家及び高位公職者の名誉毀損判決104件を収集して、一般的な訴訟の特徴と判決傾向を分析し、次のような結論を導出することができた。

第一に、公人による名誉毀損訴訟は、訴訟件数の量的急増が問題だというよりは、公人が損害賠償救済手段を好むこと、巨額の損害賠償判決、勝訴率といった側面で、報道機関に萎縮効果を起こす恐れがあるということが問題である。他の一般事件と違い公人の名誉毀損訴訟の原告勝訴率は68.26%で、非常に高い。また、言論による名誉毀損訴訟の際に、公人は損害賠償(48.36%)を最も好んでおり、請求額も非常に高額であることが分かった。それに、裁判所も最大4億ウォンまで賠償するように判示した事がある。これは、人格権侵害に対する補償額としては、私人に対する名誉棄損事案に比べて非常に高額だろう。

第二に、公人に関連するメディアによる名誉毀損において、韓国の裁判所の判決からは、公人の権利制限及び保護、悪意(故意)の適用や立証責任の主体などの法理適用に関して、一貫された法則を見つけ難い。最高裁判所は、2002年の判決から公人はその身分によって権利が制限されうるというアプローチを一貫して適用しているが、下級審判例では相変わらず、そのようなアプローチをとっているというよりは、私人より公人の名誉を重視したり、高い損害賠償額を算定したりするなど、公人に対する法理解釈を誤って理解しているものと判断される。これは、名誉毀損訴訟で積極的に公人かどうかを判断しないためであろう。1999年に憲法裁判所、2002年に最高裁判所が「公的人物と私人、公的な関心事案と私的な領域に属する事案の間には、審査基準に差をつけなければならない」と明らかにしたことによって、下級審判例でも「人物」と「内容」基準を積極的に適用しなければならないであろう。

第三に、公人の名誉毀損訴訟で「極めて相当性を失った攻撃」の原則は、相変わらず被告(メディア)が真実の立証責任を負うので、アメリカの「現実的悪意」の法理とは異なっている。また、次の理由からアメリカの「現実的悪意」の法理をそのまま受け入れることは無理だと考える。

①名誉に対する観念が、韓国とアメリカとは大きく異なる。韓国は農耕国家として一つの地域に定住する生活をしてきたし、名分を重要視

する儒教の影響などで、名誉が極めて重要な社会的価値を形成している。これに比べて、アメリカは移民者が開拓した国家らしく名誉のような名分よりは、実質を重要視する実用主義的な考え方が支配しており、名誉の重要さの程度を異にする。

②英米の名誉毀損法は、公人による名誉毀損訴訟が主に政治的反対者の批判を抑圧する手段として使われてきたため、歴史的にそれを否定的に見てきた。しかし、韓国の場合には、従来名誉毀損は私人間の問題とされただけであり、公人による名誉毀損訴訟の申し立てが頻繁になったのは比較的近来の状況である。

③憲法上言論の自由が保障される程度が異なっている。アメリカでは、一般的に言論の自由の優越的地位が認められる。しかし韓国では、言論の自由は人格権と対等な地位としてその保障の程度は利益衡量によって決まる問題である。

④韓国は、アメリカと民事訴訟手続法が異なるので、原告側が「現実的悪意」を立証することは事実上不可能である。「現実的悪意」とは被告の主観的な状況であるが、これを立証するためには客観的証拠に基づかねばならないので記事の根拠資料、記事の掲載を決めるまでの過程など被告側が保有している資料の確保が必須である。この点アメリカでは民事訴訟手続法上に、いわゆる「証拠開示 (discovery)」制度によって、被告が持っている資料に原告が近付くことができるので、「現実的悪意」を立証することができる。しかし、そのような制度を備えてない韓国では不可能である。

⑤アメリカでも、「現実的悪意」の法理は、公人にとって名誉毀損的な記事から救済を受ける機会を事実上閉ざしているし、「現実的悪意」を立証するために原告が被告の報道過程全般を調査しなければならないので、時間と訴訟費用が過多に必要となるという指摘を受けている。

## 2. 今後の課題

本論文では、言論仲裁委員会が発行した『国内言論関係判決集』(1999年～2008年)と『2008年度言論関連判決分析報告書』を土台にして、このなかの政治家及び公職者などの公人(公的人物)に対する判例を分析した。それによって、他の公人(例えば、芸能人、スポーツスター、宗教リーダー、企業代表取締役)に対する判例は、研究対象から除かれることになり、公人に対するより豊かな事例分析をすることはできなかった。また、裁判過程で進行された攻防を見ることなく、判決文に現われた結果のみを素材にすることで、正確な判決主旨を把握するには限界があり得る。また、2009年以後の判例の場合は、一部しか収集できておらず、今回分析の対象とすることができなかった。これらの判決の分析は、他日を期したい。

## 注

- (1) 이효성 「名誉毀損と公益報道」 言論市民連帯主催 『名誉毀損訴訟と公益報道討論会資料集』(1999) 3頁。
- (2) 日本で、公人とは、公務員や職員などのように公務についている人を指す言葉である(『大辞林〔第二版〕』(三省堂、1995) 849頁参照)。しかし、韓国で、公人とは社会的に広く知られている人物を指す。その人に対する批判などの表現の自由は厚く保護される。
- (3) 大明律の由来は、中国の明国の呉王が皇帝に即位し、年号を洪武と称した。洪武6(1373)年に、律令を改正して「大明律」と称した。その後、洪武30年まで何度も改正された。現在、伝わっている大明律は、洪武30年に制定されたものであり、これは中国の明国の法律だが、朝鮮時代の500年にわたって韓国の刑事法の基本としてソーシャルライフを規律するのに適用されてきた。서일교 「朝鮮王朝の刑事制度研究(1)」 法制月報9巻4号(1967) 20～21頁。
- (4) 한병기 『言論と倫理法制』(ソウル大学出版部、1966) 205頁。
- (5) 서일교・前掲注(3) 21頁。
- (6) 팽원순 『マスコミコミュニケーション法制理論』(法門社、1995) 155～156頁参照。
- (7) 윤태림 『韓国人』(현암사、1993) 236頁。

- (8) 이재진 「名誉毀損法上の公人と言論に現われた公人の概念的な差に対する研究」 韓国言論学会補43卷4号 (1999) 148頁。
- (9) 김철수 『憲法学概論』 (全英社、1992) 313頁、구병석 『新憲法概論』 (全英社、1988) 149頁、最高裁判所 1988. 10. 11, 85다카29 判決。
- (10) 표성수 『言論と名誉毀損』 (六法社、1997) 317 ~ 318頁。
- (11) 韓国の裁判所では、言論の自由と名誉の調和を如何にはかるかという問題に対して、利益衡量の理論を適用してきた。すなわち、表現の自由によって得られる利益の価値と人格権の保護によって得られる価値を、比較・衡量して保護の限界を設定する。憲法裁判所 1990. 4. 2, 89憲가113 決定、最高裁判所 1988. 10. 11, 85다카29判決など。
- (12) 조준원 『言論訴訟と判決を読む』 (한울、2005) 145頁、차용범 「公人の名誉毀損に対する判決基準の変化の趨勢 — 判例分析を中心に — 」 新聞學報 8 卷 2 号 (2002) 417頁。
- (13) New York Times Co. v. Sullivan, 376 U.S. 254 (1964).
- (14) Curtis Publishing Co. v. Butts, 388. U.S. 130 (1967).
- (15) Gerts v. Robert Welch, Inc. 418 U.S. 323 (1974).
- (16) 염규호 「サリバン判決とアメリカの言論の自由 — “現実的悪意”の原則の40周年を迎えて — 」 言論仲裁91号 (2004) 63頁。
- (17) 最高裁判所 1997. 9. 30, 97다24207 ; 最高裁判所 1998. 5. 8, 97다34563 ; 最高裁判所 2000. 5. 12, 2000다5510.
- (18) 손태규 「‘現実的悪意の規定’に対する認識と判断」 韓国言論學報49卷1号 (2005) 215頁。
- (19) FLEMING JAMES, CIVIL PROCEDURE (5<sup>th</sup> ed. 2001), 287-88、浅香吉幹 『アメリカ民事手続法 [第二版]』 (弘文堂、2008) 73頁。
- (20) 한위수 「公人と名誉毀損に対する比較法的な一考察」 『韓国言論の現状と公人の名誉毀損』 韓国言論法学会 學術シンポジウム資料集 (2002) 76頁。
- (21) 안상운 「放送仮処分制度を通じて見た言論の自由と責任の問題」 言論改革創刊号 (2001) 316 ~ 317頁。
- (22) 憲法裁判所 1999. 6.24, 97憲마265.
- (23) 最高裁判所 2002. 1. 22, 2000다37524, 37531.
- (24) 한위수 「名誉毀損に独特な違法性阻却事由に関する考察」 司法初号 (2007) 48頁。
- (25) 문재완 「公人に関する近年の名誉毀損法理の比較研究」 言論仲裁90号 (2004) 17頁。
- (26) 양창수 「名誉毀損の法問題に関する最高裁判所判例の動向」 言論仲裁94号 (2005) 59頁。

- (27) 신평 『名譽毀損法』 (청림出版、2004) 304頁。
- (28) 차용범・前掲注 (12) 435頁。
- (29) 김민중 「公的存在・公的關係と名譽毀損責任：最高裁判所2002.1.22. 宣告 2000다37524判決」 ジャスティス 75号 (2003) 151頁。
- (30) 김경환 「言論の私生活侵害における違法性要件」 言論仲裁98号 (2006) 72頁、조준원・前掲注 (12) 174頁。
- (31) 最高裁判所 2002. 12. 24, 2000다14613.
- (32) 最高裁判所 2003. 7. 8, 2002다64384.
- (33) 最高裁判所 2003. 7. 22, 2002다62384.
- (34) 最高裁判所 2003. 9. 2, 2002다63558.
- (35) 最高裁判所 2005. 1. 14, 2001다28619.
- (36) 最高裁判所 2005. 5. 27, 2004다69291.
- (37) 最高裁判所 2005. 6. 9, 2005다6365.
- (38) 最高裁判所 2006. 5. 12, 2004다35199.
- (39) 이승환 「人格權に関する2006年判決例」 言論仲裁101号 (2006) 80頁。
- (40) 한위수・前掲注 (24) 48頁。
- (41) 양창수・前掲注 (26) 65頁。
- (42) 1999年1月から2008年2月まで存在した大韓民国の国家行政機関。韓国語では「国政弘報処」と記す。韓国国政に対する国内外広報、政府内の広報業務調整、国政に対する世論の収斂化、及び政府発表に関する事務を担当。ソウル市鍾路区世宗路55の政府中央庁舎内に本部があった。
- (43) 郡の行政責任者。
- (44) 前掲憲法裁判所 1999. 6. 24, 97憲마265.
- (45) 最高裁判所 2002. 1. 22, 2000다37524.
- (46) ソウル地方裁判所 2000. 12. 27, 2000가합16898；ソウル地方裁判所 2000. 12. 13, 2000가합32395.
- (47) 最高裁判所 2003. 7. 8, 2002다64384；最高裁判所 2003. 7. 22, 2002다62492.
- (48) ソウル地方裁判所 2007. 3. 28, 2006가합75462；ソウル地方裁判所 2006. 10. 13, 2007가합71378.
- (49) ソウル高裁 2004. 3. 25, 2002나73403；ソウル地方裁判所 2004. 3. 25, 2003가합6812；ソウル地方裁判所 2003. 11. 12, 2002가합81643；ソウル地方裁判所 2003. 10. 29, 2000가합98920.
- (50) ソウル高裁 2004. 3. 25, 2002나73403.
- (51) ソウル地方裁判所 2004. 3. 25, 2003가합6812.
- (52) 憲法裁判所 1999. 6. 24, 97憲마265.
- (53) 最高裁判所 2002. 1. 22, 2000다37524.

(170) 75 韓国におけるメディアによる名誉毀損に関する研究 (朴 容淑)

- (54) ソウル地方裁判所 1996. 1. 26, 94가합5021.
- (55) ソウル地方裁判所 1998. 4. 17, 97가합6965 ; ソウル地方裁判所 1997. 10. 10, 97가합2923.
- (56) 最高裁判所 2002. 1. 22, 2000다37524.
- (57) ソウル地方裁判所 2006. 10. 13, 2006가합71378.
- (58) ソウル地方裁判所 2003. 12. 5, 2003카기8206.
- (59) ソウル地方裁判所 2006. 12. 8, 2006가합75493.
- (60) 最高裁判所 2003. 7. 3, 2002다64384.
- (61) ソウル地方裁判所 2003. 10. 29, 2000가합98920.
- (62) 情報提供者の信頼性、名誉毀損的内容の信憑性、眞実確認努力の有無、正常な報道慣行の遵守、記事内容の緊急性、表現の動機、報道機関の傾向などを顧慮する方法がある。
- (63) 이재진 『韓国言論倫理法制の現実と争点』 (漢陽大学校出版部、2002) 参照。
- (64) 손태규 · 前掲注 (18) 202頁。
- (65) 박형상 「言論からの自由と法的対応」 『言論法制の理論と現実』 (한나래、1993) 209頁。